

平成22年 第1回臨時会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成22年 7月29日

筑西広域市町村圏事務組合

平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

第 1 日 (7月29日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
執行部の紹介	3
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
日程の追加	5
議長の辞職について	5
日程の追加	6
選挙第1号 議長の選挙	7
管理者の招集あいさつ	8
報告第2号 処分事件報告について	9
報告第3号及び報告第4号 処分事件報告について	10
議案第8号の上程、説明、質疑、採決	16
閉会中の継続審査の申し出について	25
閉 会	25

平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

平成22年7月29日（木） 午前10時開会
筑西市議会議事堂

日程第1 会期の決定について

追加日程第1 議長の辞職について

追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙

日程第2 報告第2号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例）

日程第3 報告第3号 処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）

報告第4号 処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）

（二件一括上程）

日程第4 議案第8号 財産の取得について

日程第5 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（16名）

3番	百目鬼 晋 君	4番	真次 洋行 君
5番	仁平 正巳 君	6番	水柿 一俊 君
7番	稲葉 里子 君	8番	中条 美智子 君
11番	林 悦子 君	12番	新井 利平 君
13番	榎戸 甲子夫 君	14番	秋山 恵一 君
15番	片平 忠行 君	16番	山口 明 君
17番	鈴木 聡 君	18番	金子 健二 君
19番	大木 作次 君	20番	中田 文雄 君

欠席議員（4名）

1番	小高 友徳 君	2番	皆川 光吉 君
9番	高田 重雄 君	10番	橋本 位知朗 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管 理 者	吉澤 範夫 君	副 管 理 者	小西 栄造 君
副 管 理 者	中田 裕 君	常 任 幹 事	菅谷 恵一 君
常 任 幹 事	永山 公美 君	常 任 幹 事	飯 嶋 洋一 君
会 計 管 理 者	佐藤 千明 君	事 務 局 長	櫻井 篤 君
事務局参事兼 企画財政課長	小島 徳幸 君	事 務 局 長	水 鮑 博 君
次長兼筑西 遊湯館長兼 きぬ聖苑場長	横田 有司 君	次 長 兼 県西総合公園 管理事務所長	近藤 邦男 君
環境センター 所 長	赤野間 敏雄 君	消 防 本 部 長	大和田 邦一 君
消 防 本 部 長	鈴木 啓一 君	筑西地域職業 訓練センター 所 長	井 関 幸 雄 君
老人福祉施設 等 支 配 人	沼田 重夫 君	筑 西 市 長	新井 善光 君

職務のため出席した者

事務局次長	古谷 好男 君	事務局総務課 総務グループ 係 長 兼 補 佐	杉山 雄一 君
事務局総務課 総務グループ 主 任	豊口 勝昭 君		

◎執行部の紹介

○議長（榎戸甲子夫君） 開会に先立ちまして、新たに執行部となられた方々並びに異動職員を紹介させていただきます。

古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご紹介いたします。

結城市常任幹事、菅谷恵一君、会計管理者、佐藤千明君、事務局参事兼企画財政課長、小島徳幸君、事務局総務課長、氷鮑 博君、次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長、横田有司君、次長兼県西総合公園管理事務所長、近藤邦男君、環境センター所長、赤野間敏雄君。

以上で紹介を終わります。

◎開会の宣告

○議長（榎戸甲子夫君） これより、平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（榎戸甲子夫君） ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、2番、皆川光吉君、9番、高田重雄君、10番、橋本位知朗君の3名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（榎戸甲子夫君） まず、会議録署名者を組合会議規則第73条の規定により、7番、稲葉里子君、20番、中田文雄君の両君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（榎戸甲子夫君） 地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告させていただきます。

古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご報告いたします。

筑広組発第91号

平成22年7月29日

組合議会議長 榎戸甲子夫 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

平成22年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記 管理者提出議案等目録

（平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会）

報告第2号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例）

報告第3号 処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）

報告第4号 処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）

議案第8号 財産の取得について

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） これらの議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る7月26日に行われました議会運営委員会で審議されたもので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山口 明君。

〔議会運営委員長 山口 明君登壇〕

○議会運営委員長（山口 明君） おはようございます。平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、去る7月26日、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告をいたします。

まず日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、報告第2号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例）であります。

日程第3は、報告第3号 処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）及び報告第4号 処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）の2件を一括上程するものであります。

日程第4は、議案第8号 財産の取得についてであります。

日程第5は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（榎戸甲子夫君） 以上で報告を終わります。

これより議事日程に入ります。

◎会期の決定

○議長（榎戸甲子夫君） まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

直ちに議会運営委員会を正副議長室において開催いたします。よろしくお願ひいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（金子健二君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（金子健二君） 地方自治法第106条第1項の規定により議長席を交代いたしました副議長の金子でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま議長、榎戸甲子夫君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎議長の辞職について

○副議長（金子健二君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、榎戸甲子夫君の退席を求めます。

〔13番 榎戸甲子夫君退場〕

○副議長（金子健二君） それでは、議長、榎戸甲子夫君から提出されました辞職願を朗読いただきます。

古谷事務局次長、お願いいたします。

○事務局次長（古谷好男君） 朗読いたします。

辞 職 願

今般、一身上の都合により組合議会議長を辞任したいから、許可されるようお願い出ます。

平成22年7月29日

筑西広域市町村圏事務組合議会議長 榎 戸 甲子夫

筑西広域市町村圏事務組合議会副議長 金 子 健 二 殿

以上でございます。

○副議長（金子健二君） お諮りいたします。

榎戸甲子夫君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認めます。よって、榎戸甲子夫君の議長の辞職を許可することに決しました。

榎戸甲子夫君の除斥を解きます。

〔13番 榎戸甲子夫君入場〕

◎議長退任のあいさつ

○副議長（金子健二君） 榎戸甲子夫君のごあいさつをお願いいたします。

〔13番 榎戸甲子夫君登壇〕

○13番（榎戸甲子夫君） 議長退任について一言ごあいさつを申し上げます。

昨年7月、皆様方のご推挙により議長に就任いたしまして、以来1年間大過なく過ごせましたことは、議員各位のご協力によるものと深く感謝を申し上げるところでございます。今後につきましては、議長としての経験を生かし、筑西広域発展のために尽力いたしたいと存じております。

今後皆様方のご多幸、ご発展をお祈りし、感謝のあいさつといたします。ありがとうございました。

◎日程の追加

○副議長（金子健二君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加することに決しました。

◎選挙第1号 議長の選挙

○副議長（金子健二君） 追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に新井利平君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました新井利平君を議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました新井利平君が当選されました。

ただいま議長に当選されました新井利平君が議場におられますので、本席から組合会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任のあいさつ

○副議長（金子健二君） 議長、新井利平君のごあいさつをお願いいたします。

〔新議長 新井利平君登壇〕

○新議長（新井利平君） ただいま議長選におきまして指名推選で当選させていただきました新井利平でございます。もとより浅学非才の身であり、議長の要職につきまことは身に余る光栄に思うところであります。

また、その責任の重大さに身も心も引き締まる思いであります。今後議長として議員皆様はじめ執行部並びに関係各位の皆様のお力をおかりし、円滑なる議会運営、またこの議会の場をつくっていき

たいと思います。衷心よりお願いをいたしまして、議長のあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（金子健二君） これをもちまして議長席を交代いたします。

新井議長、議長席にお着き願います。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（新井利平君） 議長席を交代いたしました。

◎管理者の招集あいさつ

○議長（新井利平君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） おはようございます。平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、このたびの議長選挙におきましてめでたくご就任されました新井議長には、心からお祝いを申し上げる次第でございます。私も筑西市長及び組合管理者に就任以来1年を超えますが、この間圏域発展のため全力で取り組んでまいりました。これからも身を引き締めて圏域住民の皆様が安心して生活できる地域づくりのため全力を注いでまいりますので、広域行政関係各位のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、当組合の事務事業の現況について若干ご報告を申し上げます。まず、県西総合公園でございますが、ターゲット・バードゴルフ場の人気が高まり、圏外からの利用も増えております。今後も園内各施設の利用促進をはじめ、公園の利用者増加に努めてまいります。

次に、筑西遊湯館でございますが、来館者に興味や関心を持っていただけるようなイベントを開催するなど工夫をし、かつ接客マナーにも十分配慮し、入館者の増員に努めてまいります。

次に、環境センターでございますが、社会科教育の一環として年間2,000人余りの圏域内の児童が見学に訪れており、環境問題への関心や物を大切にする心がはぐくまれるものと期待をいたしております。

次に、消防関係でございますが、本年7月1日から茨城県ドクターヘリの運用が開始され、救急隊との連携により圏域住民の救命率の向上が図られるものと期待をいたしております。また、火災救急の事態にあたりましては、人員や資機材を有効に活用し、あらゆる災害に適切に対処できるよう努めてまいります。

続きまして、今臨時会への提出案件の概要を申し上げます。

報告第2号は、組合職員の給与の特例に関する条例で、平成22年度における地域手当に関する規定を定めたので、これを報告するものでございます。

報告第3号及び第4号は、消防職員の交通事故に関し、相手方と和解が成立したため、これを報告するものでございます。

議案第8号の財産の取得につきましては、複雑多様化する救急救助活動に対応するため、筑西消防署配備の救助工作車を最新型高度救助用資機材を搭載した車両に更新するため、ご賛同をお願いするものでございます。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましては各担当者がご説明申し上げますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎報告第2号 処分事件報告について

○議長（新井利平君） 次に、日程第2、報告第2号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 報告第2号 処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり処分したので、報告し、承認を求めます。

記

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例

（平成22年3月31日処分）

平成22年7月29日提出

この報告につきましては、平成21年度に引き続き地域手当の支給に関し、筑西市内勤務者の占める割合を基準として支給するため、平成22年度における給与の特例条例を改めて制定したもので、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたものでございます。

2ページをお願いいたします。専決処分書の写しでございます。

3ページは、条例の公布書でございます。

4ページをお願いいたします。

筑西広域市町村圏事務組合条例第4号

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例でございます。条文の内容でございますが、第1条は趣旨としまして、特例期間となります平成22年度1年間の組合職員の給与の特例を定めるものでございます。

第2条は、地域手当の支給率を定めています。筑西市内に勤務する組合職員の占める割合が約6割になります。それを基準として筑西市の支給基準となっております3%に対し、6割であります1.8%を全組合職員に支給する特例を定めるものでございます。

本条例の施行日ですが、平成22年4月1日で、平成23年3月31日に失効となります。この地域手当の支給額としましては、月額1人平均約6,200円余りとなります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（新井利平君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） 異議なしと認め、採決いたします。

報告第2号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎報告第3号及び報告第4号 処分事件報告について

○議長（新井利平君） 次に、日程第3、報告第3号 処分事件報告及び報告第4号 処分事件報告について、以上の2件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 報告第3号 処分事件報告についてをご説明申し上げます。

これは消防車両が火災出場の際、個人の所有する走行中の乗用車に接触し破損したため、示談の上、損害賠償金を支払うことをもって和解したものでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を別紙のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記

和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて

（平成22年4月27日処分）

平成22年7月29日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者、吉澤範夫でございます。

裏面をお開き願いたいと存じます。専決処分書の写しでございまして、その中ほどに記としまして、

1、相手方でございますが、住所が桜川市真壁町384—3番地、氏名、堀内健太郎様でございます。

2、和解の方法、当組合は前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

3、損害賠償の額、金8万5,721円でございます。

3ページをお開き願いたいと思います。別記、1、事故の種類、車両接触事故。2、事故の相手方、住所は先ほどと同じでございまして、運転手が堀内みゆき、和解の相手方の妻でございます。3、事故の概要でございますが、平成22年2月26日午後12時45分ころ、桜川市犬田地内県道つくば益子線上において、本組合職員が火災発生場所へ向かうために緊急車両、これは消防ポンプ自動車でございます、を運転走行中、前方を走行する相手方車両がサイレンに気づき減速したので、追い越そうと対向車線に出たところ、前方から進行してきた大型トラックが道路のカーブによって消防車に気づくのが遅れたと思慮され、また予想以上に早く接近してきたために急いで走行車線に戻ろうとハンドルを切ったところ、相手方の車両右前部フェンダーに消防ポンプ車左後部を接触させ、これを損傷したものでございます。なお、当該事故の過失割合は、当組合7割、相手方3割でございます。

4月27日の示談ということで、議会を開くいとまがなかったために専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第4号でございますが、処分事件報告についてをご説明いたします。これは消防車両、これは水槽付き消防ポンプ自動車でございますが、調査執行中にY字路を通過する際、ブロック塀に接触し、ブロック塀を破損したため、示談の上、損害賠償額を支払うことをもって和解したものでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を別紙のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

(平成22年6月28日処分)

平成22年7月29日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者、吉澤範夫でございます。

裏面をお開き願いたいと存じます。専決処分書の写しでございまして、その中ほどに相手方としまして、筑西市関本下57番4号、氏名、国府田文也様でございます。

和解の方法、当組合は前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

3、損害賠償の額、金3万8,503円でございます。

3 ページをお開き願いたいと思います。別記、1、事故の種類、車両物損事故でございます。事故の相手方、先ほどと同様でございます。3、事故の概要、平成22年5月22日午前10時10分ころ、筑西市関本下地内の市道において、本組合職員が警防調査のため消防車両、これは消防タンク車でございますが、車両を運転中、鋭角となっているY字路を右折しようとしたところ、相手方のブロック塀に同車両後部左側テールランプ部分を接触させ、ブロック塀を損傷させたものでございます。なお、当事故の過失割合は、当組合10割でございます。

6月28日示談ということで議会を開くいとまがなかったために専決処分をさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利平君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

5番、仁平正巳君。

〔5番 仁平正巳君登壇〕

○5番（仁平正巳君） 5番、仁平でございます。報告第3号、第4号について2、3お尋ねをしたいと思います。

報告第3号のいわゆる交通事故ですけれども、通常の交通事故とは性質が若干違うと思います。それは、いわゆる消防活動における緊急車両、サイレンを鳴らしてのその現場に向かう場合に、これは普通のいわゆる物損事故と法的にどうなのか。つまりこの当組合が7割、相手方が3割という過失割合は、これはどなたが決定をしたのか。その場合事故、緊急出動中ですから、その場合はこういう場合ちょっとお伺いしたいのですけれども、その場に緊急自動車も停車をして警察に通報をしてその場で現場検証とでもいいですか、それをやったのかどうか。通常の場合と条件が違うので、その辺のところをもう少し詳しく説明をお願いしたいのですが、金額的には少額だと思うのですが、それほど問題にすることではないとは思いますが、ただ相手方の堀内健太郎さん、それでこの和解の相手が奥様ということで、これはどういうふうに想像すればいいのか。つまり自動車の所有権がこの奥さんだったのかなという想像なのですけれども、その点も明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、この運転をしていた職員の処分、分限懲戒審査等は行って、どのようにしたのかをお尋ねしたいと思います。その第3号についてはそれだけなのですが、4号については職員の処分については同じようにどうされたのかをお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 仁平正巳君の1回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 仁平議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、7割、3割の割合の決定でございますが、この割合につきましては完全に相手方、堀内さんに関しましては止まっていなかったと、動いているような状況でございます。停止しているところに追突したというようなものであれば、10割になってしまいますが、走行中に接触したということで、これは保険上の割合で7・3というようなものが社会通念上妥当とされているというところから、7・3に決定したものでございます。

続きまして、現場検証につきましては、これは事故ですので、火災現場までには行かずにその場で停止して警察官の臨場を仰ぎまして事故処理をしたというような経過でございます。火災現場につきましては他の隊が出場しておりますので、その他隊が対応しましてその事故を起こしたこの対象の車両はその場で事故の警察官の現場検証を受けたというような状況でございます。

続きまして、所有者ですが、実は所有者はこの相手方、車の所有者が堀内健太郎様でございます、この人が所有している車でありまして、この車を奥様のみゆきさんが運転していたということで、その相手方は堀内健太郎さんになろうかと思えます。

続きまして、職員の処分ということでございますが、これに関しましてはまず報告3号の緊急出場のこの車両事故につきましては、もちろん消防隊ですから4名が乗車しているわけですが、その中にはもちろん指揮者がおります。この指揮者に関しても処分をいたしました。指揮者に関しましては、管理監督責任という上から嚴重処分というような処分を下しました。なおかつ、運転手、俗に機関員と言っていますが、この運転手に関しましては訓告というような処分をいたしましたわけでございます。これは矯正措置となろうかと思えますが、そのような処分をいたしております。

また、報告4号の職員につきましても嚴重注意ということで文書で注意を実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 11番、林 悦子君。

[11番 林 悦子君登壇]

○11番（林 悦子君） この報告の最初のほうですね、報告第3号について若干参考までにお尋ねをしたいと思うのですが、私はこの件は緊急時における一般車両の義務は道路交通法上どのようになっているのかということも少し考えなければならぬ問題があるような気がしています。というのは、つくば益子線の犬田付近というのは、片側一方通行で例えば2車線であれば一番左側の車線をゆっくり走っているということも、もう一車線があいているわけですからそこを消防自動車が走ればいいわけですが、ここは片側1車線ずつのところなので、例えば通常私たちが運転していて救急車や消防自動車が来ると、ほとんどの車は停車をするケースが多いと思うのです。もし運転者が停車してくれるのではないかというふうに思って走った場合、相手は減速はしているかもしれませんが、その減速も例えばあそこは50キロなので、何キロが何キロに減速しているということまでは分からないと思うのです。そういうようなその道路状況のところ、過失割合の3割の理由は、相手方の3割の理由と

いうのは、多分前方不注意ということなのだと思うのです。要するに消防自動車が追い越そう、追い越しにかかって前に入ったわけでしょう。そして、後ろがぶつかったという、前方をぶつけてしまったということで、消防自動車の後ろとぶつかったわけですね。そうすると、これは一般車両同士の事故の処理と全く同じ方法だと思うのです。しかし、生命、財産を守る緊急時に、一般車両が道路交通法上ただ何キロが何キロに減速したのだから分からないような減速をただけで、この場合処分は厳重処分とか訓告とか厳重注意をこんなことされなければならないような事案なのではないかと私は思っているのです。これがまかり通ると、生命、財産を命をかけて守るような現場を担っている者にとって、通常と同じ法則をしなければならないということになるので、いち早く現場に駆けつけなければならない場合にも通常と同じものを二重に課さなければいけないということになって、間違ったメッセージを社会に与えるケースのような気がしています。

ちなみに道路交通法上、一般の運転者というのは停止義務までは負っていなかったのでしょうかね。この辺が一般運転者の義務規定というのはどのようなものになっているのか、改めて考えてみる機会なのではないかと思います。私はあのような場所では、停車すべきだと思います。それを相手とどのような和解のときにお話をしたのか分かりませんが、一般車両同士の接触事故と同じようにして、それで消防署にやられてしまったのだなんていうふうな認識をもし運転者に与えたのだとしたら、それは大きな間違いだと思います。やはり停車すべきだったということをこの運転者の人にきちんと分かってもらいたいと思います。でなければ、このような危険業務に安い給料でカットされつく者は今後出てきません。そのようなことなので、どのようなお話し合いをなされて、この3割の過失割合は要するに前方不注意というか、一般車両同士の過失割合を適用したということなのか。それと、一般運転者のこのような場合における義務規定というのはどのようなものになっているのかを改めてお尋ねをしたいと思ひまして、答弁によっては1回再質問できるのですよね、したいと思ひますので、お願いをいたします。

○議長（新井利平君） 林悦子君の1回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 林議員さんのご質問にお答えします。

まず、一般車両が緊急自動車が近づいてきた場合にはどういう行動をとるかと申しますと、道路交通法上ではたしか私が確認しているのは、後方から接近してきたのを確認できれば徐行をして停止するのが原則だと思います。その停止して減速したもの、減速し停止したものを確認して、安全を確認して追い越していくというのが原則であろうかと思ひます。

ですから、今回の7・3というような過失割合につきましては、その停止に至らずやはりまだ走行、動いていたという観点から3割の過失があるというような状況でもございます。

それと、緊急車両の通行につきましてはそういうことで、安全を確認しながら走行しなさいよとい

うような大前提がありますので、この安全確認を怠ったというようなことでその処分の対象になったということでございます。なおかつ、追突することによって組合に損害を与えたというような状況もございますので、先ほども申しましたように、指揮者、責任者に関しては厳重注意、なおかつ運転者に関しましては訓告というような矯正措置を実施したというふうなことでございます。

以上です。

○議長（新井利平君） 林 悦子君。

○11番（林 悦子君） 停止をするつもりで運転者もいたのかもしれませんが、何とも言うことはできませんけれども、あの辺は非常にカーブの多いところですから、その後すぐ一気に直線が見えるようにはなりませんけれども、急停車されてもそれは追突する場合もあるので困るのですが、その辺のところはきちんと話し合いの中で相手方は認識されていたのでしょうかね、それは。それを聞いてから整理して最後のお話を、はい。自分も停車しなくてはいけないという認識はあったのでしょうかね。

○議長（新井利平君） 林 悦子君の2回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

相手方からすれば、やはり徐行していたというのは確認していますので、止まる、停止する意思はあったのかと、こう思います。それと安全運転というのは常日ごろから業務を遂行する中で十分指導している中においても、そういう事故を起こしてしまったということでそのような、この処分に関しましては当組合には懲戒審査委員会というのがありまして、そこに付託をいたしまして、その委員会で協議をしてもらってこの訓告が妥当だろうというようなことで、そういう結果が出ましたので、それに基づき私のほうで裁定してそのような処分をしたというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 林 悦子君。

○11番（林 悦子君） 処分の基準とかそういうことが重いか、終わりなの。

○議長（新井利平君） 結構です。

○11番（林 悦子君） 重いのかどうなのかということはよく分からないのですが、やっぱり特殊な任務についている、しかも出勤中のときに停止する意思はあったのだろうと思いますということは、恐らく平謝りに謝ってきたのでしょうかよ、お話の中ではね。きっとね、申しわけございませんでしたと。相手方のほうも本当になんていう感じだったのだと思うのですけれども、やっぱりこれ訓告とか厳重注意とか厳重処分とか厳重とかつきますけれども、これって重いのですかね。私としては、直ちに停止すべきだった、一般車両はというふうには思いますので、やっぱりその辺のところを余りにも厳しくしていくことはどうなのかという交通事故に起きたらいいのかということにもなるので、微妙なところかとは思いますが、緊急時における一般車両の認識というものを何かの機会徹底できるときがあれば、警察の関係の方なんかにも免許の更新時とかそういうときに、都会ではないので、

1車線のところが多いですから、なるべく周りの状況を整えて、わきに速やかに寄って停車してくれるような指導をできる機会があったら、やっぱり一般運転者の方にもすべきだと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（新井利平君） 答弁、お願いですよ。

○11番（林悦子君） お願いというか、私がお願いすることではないよ、あなた。

○議長（新井利平君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、報告第3号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第4号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井利平君） 次に、日程第4、議案第8号 財産の取得についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 議案第8号 財産の取得についてをご説明いたします。

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年組合条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

1 購入物品及び数量 救助工作車 1台

2 契約の方法 指名競争入札

- 3 契 約 金 額 金 1 3 1, 6 5 6, 5 2 0 円
4 契 約 の 相 手 方 東 京 都 中 央 区 日 本 橋 二 丁 目 5 番 13 号
帝 商 株 式 会 社
代 表 取 締 役 毛 利 哲

平成22年7月29日提出

筑西広域市町村圏事務組合
管理者 吉澤 範夫

でございます。

この本案に関しましては、筑西消防署に配備されている救助工作車を更新するものでございます。救助工作車は、人命救助活動を第一の任務とする救助隊員が運用する車両であり、救助活動に必要な多種多様な救助資機材を積載した特殊車両でございます。現在配備されております救助工作車は、平成5年に購入され17年が経過しまして、車両及び主要な資機材の老朽化が著しく、特に資機材については修理部品等の交換が厳しい状況にあり、パーツ等の関係で限界に達している現況でもございます。更新する車両につきましては、現在配備されております救助工作車にかわり、上り坂や悪路に対しての走行能力にもすぐれた4輪駆動方式を採用するとともに、災害現場において隊員の活動を支援するための車両取り付け装置といたしまして改良が加えられた前後引きの油圧ウインチ装置、最大吊り上げ能力2.9トンのクレーン装置、上昇式発電照明装置等が装備されまして、また各種資機材についても改良がなされ、複雑多様化する救助事象に対して迅速に対応できるものとなっております。

また、本車両につきましては、緊急消防援助隊の救助部隊として国からの補助を受け整備するものでございまして、23年からは緊急消防援助隊として新規登録し、大規模災害発生時等の災害派遣となる車両でもございます。

次に、仕様書でございますが、記載のとおりでございますので、ご照覧いただきたいと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利平君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

[17番 鈴木 聡君登壇]

○17番（鈴木 聡君） 今度の救助工作車の購入ということですが、議運でもいろいろ入札の経過を聞きました。8社入札指名をして1社は辞退ということで、この第1回で帝商が一発で落札したと。落札率は95%ということなのですが、この各社他の入札参加者の大体落札額と入札の札の額では500万から600万の間違いですらと並んでいるのです。ほかの業者は1億3,600万台、それから1億3,700万台がそろっています。帝商だけ1つ1億3,165万6,520円ということなのですが、かなりの差があるのですね。こういうことでちょっと聞きたいのは、つまり予算を計上する段階で見積もり

をとると思うのです、見積書。どことどこどこのこういう専門業者ですか、から見積書をとって、そして予算を計上したのかと。

それと、見積書をとった業者をこの中でいわゆる指名入札に参加させたということがあるとすればどうなのかと。見積もりをとってその業者をさらに指名するということがもしあれば、これは見積もりしていない問題になるのではないかなと思います。

それから、老婆心ながらこの今度の救助工作車にはいろいろな、82種類ですか、全部で、装備として備えられているわけですが、そこではもう高度なものがたくさんございます。例えば省令なんかでも言われているそのテロ対策のそういった化学の問題、それから有毒ガスですか、そういったものの取り扱い、それから水難救助ではレスキュー、潜水一式ですか、いろいろ購入される一覧表がございしますが、そういったもちろん隊員としては日夜訓練は重ねていると思います。そういうことでやはり高度な技術を要する例えば登山ですか、登山一式もあるということで山なんかの遭難の問題も含めてそういうものも想定されているとは思いますが、そういう訓練の状況ですか、日夜訓練されていると思いますが、これはもう人数が限られた人たちで訓練しているのかね。隊員全部が訓練されているのかといった問題についてちょっと折り入って深く聞きたいと思います。

以上です。

○議長（新井利平君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 鈴木議員さんのご質問にお答えします。

まず、参考見積もりはどこからとったかというご質問でございますが、帝商株式会社、さらに日本ドライケミカル株式会社、さらに株式会社モリタポンプ営業所でございます。この3社から参考見積もりということで提出をいただいております。この参考見積もりにつきましては、当本部の中でこの工作車に関する仕様書を作成しまして、その仕様書に基づいて参考見積もりをお願いしたというような傾向でございます。これは予算措置をするための、予算要求するための設計額を決めるための参考見積もりということで3社から提出をいただいたということになります。

続きまして、見積もり業者を参加させることはどうなのかというようなご質問でございますが、実はこの実際に見積もり業者が参加しております。すべてこの3社とも入札には参加しております、やはりこの参加業者といいますのは、納入実績等を勘案して選定させていただきました。そういう関係から見積もり業者も入札に参加しているというような状況でございます。

さらに、資機材の訓練についてどうだというご質問ですが、先ほども申しましたように、この救助工作車に関しましては救助隊員が運用するものでございますので、通常のこの資機材の取り扱い訓練これに関しましては一般隊員、警防隊員はこの工作車に関しましては実施していないというような状況です。ですから、専門であります救助隊員がこの工作車を運用するための訓練を実施しているとい

う状況でございます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） このいわゆる予算計上する意味でのその参考見積書を帝商、日本ドライ、株式会社モリタ3社からとったと。この見積もり業者をさらに今度は指名入札で指名していくということで、その理由は納入実績があるからと。だけれども、それはそれで広域議会ではそれは通るのでしょうか。

ほかの市町村の自治体では、見積もり業者からとったその参考資料をもとに設計価格、それから予定価格を立てて入札を実施するわけですが、見積もりをとった業者をさらに今度指名入札に参加させるということは、あり得ないことなのです。ここに副管理者もおりますが、そういうのって広域消防では通用するのですかね。広域消防というか、広域組合では。だから、普通はその見積もりをとった業者は指名に入れられないのですよ、どこでも。この見積もり業者をとった帝商、日本ドライ、モリタ3つの業者から見れば、帝商だけが極端に入札札が500万から600万も違うのです。低いのはそれはそれで、低いたって95%ですからね、落札率は。もういわゆる……よく監視する団体、オンブズマン日本全国の連絡されているオンブズマンの見方としては、95%ぎりぎりまでは大体談合の疑いを持っていいだろうというふうに言われています、95%超えるものは。ではなくても最近はまだ90%以下ですよ、どんな入札の問題を見ても。全国の自治体でも大分下がっています、落札率は。こういう中で見積もり業者をとった業者をさらに指名するということが、これは自治体の行政の中ではあり得ないことなのです。そういうことをやるというのはどうなのかな。これ消防長に質問しても無理だと、かわいそうなのです。よく分からない人だと思うのだ、こういう消防の本来の業務はもうピカ一です。しかし、こういった入札の問題については、やっぱり事務局長あたりがよくかんで含んでよく教えてあげておくといいのですよね。きょうは議長さんのお祝いもあるから余り大きい声を出さないでやろうと一生懸命努力をしているのですけれども、こういう点それでいいのでしょうか。

それから、先ほども消防長が言っていたいわゆる救助作業員という専門の隊員がいるから、専門の隊員だけで日夜訓練しているということでございますが、もっとどれだけ何人の隊員がこの工作車に乗るというか、組み込まれているというか、訓練方法としてはどういうふうに行っているとか。例えばテロ対策なんかでも、例えばよ、そういうことでこういうふうなふうに行っているとか、あと化学有毒ガスですか、そういった防護服を着て、あと潜水ですよ、レスキューの一式も買って、潜水はどこで五行川でやるわけでもあるまいから、小貝川とか、そういったプールでもあるのですか。そういうまだ時間ありますから、12時までには、ぜひ詳しく答弁願えればと思っています。

○議長（新井利平君） 鈴木 聡君の2回目の質疑に答弁願います。

最初に、櫻井事務局長。

○事務局長（櫻井 篤君） それでは、鈴木議員さんの2回目の質疑にご答弁申し上げます。

まず、私からは見積もり業者を指名入札参加させることがどうかというご質問でございますが、一般的に申し上げますと、見積もりした業者は指名しないという方法をとっている場合が多いというふうに認識しております。ただ今回、救助工作車に関しましては、指名参加されている業者が8社ございまして、この救助工作車の購入に対応できる業者としては8社しかないというふうに判断しまして、指名見積もり業者を3社外しますと、指名業者が5社になってまいります。そういうことから、できるだけ入札の競争性を高めるという観点から参加業者が多いほうがいいのではないかというような判断で見積もり業者を含めまして8社を指名したところでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） それでは、救助隊員の状況についてご説明をしたいと思います。

まず、救助隊員の隊員数でございますが、現在筑西消防署に20名並びに結城消防署に20名、計40名の隊員を選任してございます。このような隊員が日夜、先ほど言いましたように、常に訓練を実施しているわけでございますが、訓練の方法としましてはその個別訓練あるいは合同訓練こういうものを、あるいは機器取り扱い訓練というものを救助隊員自らが計画をしまして、その習得のために技術の習得、取り扱いの習得のために実施しているというふうな状況でございます。また、潜水訓練等につきましても、実際実施しておりまして、以前は結城市内であれば結城市内のプール、これ民間事業者が持っているプールでございますが、こういうプールをお借りしたり、なおかつまた遊湯館のプール等も借用しながら実施しているというふうな状況でございます。今年につきましては、下館一高のプールをお借りしまして、潜水訓練を実施しているというところでございます。また、水難救助用のボートもございまして、五行川あるいは小貝川、鬼怒川等でボートの訓練も、操縦訓練ですね、こういうものも実施しているというようなことでございます。そのようなことで訓練を実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 訓練の様子は分かりました。ひとつ毎日励んで下さい。

ただ、この見積もり参考の見積もりをとった業者の問題では、事務局長がうまいこと言っているのだけれども、いわゆる大体こういう工作車を納入できる業者は8社ぐらいしかないのだと。そのうち3社が見積書を出したので、5社しか指名入札に参加できないのは、いわゆる競争性を考えると5社ではちょっと少ないから、どうしても8社にするからその見積もりを出した業者も入れたのだということなのですが、ではそのいわゆる参考見積もりをとった業者は入れないという一つの原則だよね。入札に参加させないという原則を、時によってはその都合によってそれはやってもいいのだというふうに理解してしまうのですよ、その答弁だと。だから、そういう問題では、だから残った5社でやっ

てもらってもよかったのではないの。見積もりをとった帝商ですか、帝商が落札したのですよ。そうすると、やっぱり疑問を持つのが私たち議員の務めなのですよ。こういう疑問がわからないのでは、市民にとってというか、いわゆる筑西広域圏内の圏民にとって申しわけないと私は思っています。

だから、やっぱりこういうことは改めるべきだという、原理原則に戻ってやはり参考見積もりをとった業者はもうその入札には参加させないということをやらなかったら、これこういう形でなし崩し的にやっていったら、今ほかの自治体というか、そういうものにも影響しかねないのですよ。管理者が3人いますけれども、だからそういう点は広域組合側からは構わないというようなことはあり得ないことなので、やっぱり筑西市のそういった入札参加条例ですか、そういったものに準じてやるということは言われているようです。これは筑西市に限らずやっていると思います、桜川でも結城でも。だから、そういう点よくこの際反省していただいて、こういうことは二度とやりませんということでお願いして、私はこれで終わります。どうも議長さん、ありがとうございました。

○議長（新井利平君） ほかにございますか。

11番、林 悦子君。

[11番 林 悦子君登壇]

○11番（林 悦子君） 見積もりとそれから指名業者の関係について、私はまた別の考えを持っているので、多分今度の議会が最後になると思いますので、皆さんに今後の運営のお願いも込めて質問というか、聞いてほしいことがあります。

というのは、見積もりをとった業者には指名をしないというのが一般的な原則として認識しているというふうに事務局長は申しますが、そうなのでしょうか。答弁として残るものなので、そのような原則というのが本当にあるのかと思って聞いてみたのですね。例えば、これ今回は1社から見積もりをとったわけではなくて、3社からとっていますよね。ですから、その3社からとった段階で予定価格というのですか、役所が積算するときに一応数字は3社からとっているの、アトランダムに一応なっているのですね。最低限の透明性は維持されていると思います。1社しかとらないで、その1社を入れて、そしてそこに指名入札がなされたのであれば、非常に疑いを持たれてもしようがないと思うのですが、一応見積もりを3社からとっている場合、そのどこの札が参考になった、金額が参考になったとは言えないと私は思うのですね。一応その3社からとった段階でアトランダムに数字がなっていると。特殊業種ですよ。よく消防に出てきますが、金額も大きいのですが、とにかくやっているとところが少ないので、やるところがそもそもいなくなるとは困るようなところでもある場合、ある種のどうしてもその条件に制約がかかってくることはこれしようがないのですね。私は答弁というのは、そういうことをきちんと自信を持ってやるべきだと思うのですね。ただ一般的に原則だと認識していると。そうしたら、今後反省しなくてはならないことになるではないですか。そして、そのようなほかでもそうだとということになって、桜川でも結城でもそうなのだなんていうふうに言われると、例えばこういうことあるのですよ。一般競争入札が過ぎて、多分土浦市だったと思うのですが、もう

何年も前の話ですが、地元業者が参加しなくなってしまったのです。そして、一部指名にまた切りかえ戻したというような話をちょっと小耳に挟んだことがあります。

それから、市長、これね、「くまのプーさん」という子供のアニメがあるのですよ、ご存じですか。私が見ていましたらば、ビーバーだかモグラにプーさんが家の見積もりを頼むのです。そうすると、そのビーバーが「見積もりはお断りだよ」って、「見積もりだけじゃ飯は食えないからね」と言って逃げていってしまうのですよ。子供の世界でさえそうなのですね。結局これを徹底すると、見積もりをお願いすることにお金がかかるようになります。そうしたらどっちがいいのだということにも私はなると思うので、やっぱりその辺その考え方はもちろん17番議員のような考え方もあるけれども、一方には私のような考え方もあると、双方押さえて答弁というのはしてもらわないと、どんどん、どんどん自分の言ったことが後になって今度は自分で自分を追い詰めることになっていくと思うので、私は議案は通ればいいという考え方は間違っていると思います。やはりその過程においての質疑に競り負けないようなそういうその答弁調整というのをやってから議会に今後臨んでほしいと思っています。

以上です。

○議長（新井利平君） 林 悦子君の1回目の質疑に答弁願います。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 林議員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

見積もり業者を入札参加させることについてのご質問でございますが、ひとつやはり透明性を高めることという点にも配慮しなければなりませんし、併せて競争性も高めなければならないという義務もございますので、そういうものを十分配慮しながら、今後ただいまのご質問の内容を十分生かしながら今後の入札事務に当たらせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利平君） ほかにございませんか。

20番、中田文雄君。

〔20番 中田文雄君登壇〕

○20番（中田文雄君） 今度の工作車については、1億3,165万6,520円と大変高額であります。私も、なるべく少ない財源で大きな効果を生まなくてはならないと、大きな効果を発揮しなくてはならないという立場であります。そういう立場から前の救助工作車とこれから購入しようとしている新しい工作車についてお聞きするものであります。

まず、買いかえる前の工作車でありますけれども、きょうの説明でも平成5年に買い上げて平成20年に新車に切りかえる予定だったと聞いております。結城では新車に買いかえるときに、前の古い車をタイなどに贈って、結構そこで活躍しているのですよ。そういうのを考えますと、先ほど消防長の説明ですと、限界に達しているという説明でありました。そういうのを考えますと、限界に達してい

るといっても、どの程度の限界なのか。これ実際にほとんど使えなくなるのか、そこら辺の判断をして買いかえるという判断をしたと思うのですけれども、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

○議長（新井利平君） 中田文雄君の1回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 中田議員さんのご質問にお答えします。

旧取りかえようとする工作車の活用方法はということではないかと思うのですが、車両につきましては先ほど議員さんからお話しありましたように、消防ポンプ自動車なんかは外国に持っていくというような状況がありますけれども、シャシーにつきましては走らないことはない。ですから、希望があれば、いただきたいというのがあれば、廃車の上、そういうふうなところに持っていくことも考えられますけれども、資機材に関しましてはやはり先ほどから申しましていますように、もう使用限界といいますのは、特に救助器具に関しましては油圧関係がほとんどなわけでございますけれども、こういう油圧関係の機器がいつ壊れるか分からないというような状況なのです。現場で壊れて使えなくなったということは、これはあってはならないことでございますので、そういう観点からも新しいものに取りかえていただきたいということで、今回お願いしたわけでございます。そんなことで、旧、今現在の工作車に積載されております資機材はすべて廃止し、使えるものに関しましては訓練の中で使っていきたいという考え方もあります。ですから、現場では使わないというようなことでこれから臨んでいく予定でございます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 中田文雄君。

○20番（中田文雄君） 今の消防長の発言ですと、よくよくだめになってしまっているわけでしょう。廃車も考えているということなので、これはもうどこかに贈って使うとか、そういう問題ではないというふうに判断をするわけでありませう。

もう一つ、今度は新車についてお聞きしたいのですけれども、素朴な質問ですよ。この新しい車はメーカーいろいろあると思うのですけれども、3月の議会ですかね、新しい消防車を買いかえるときにトヨタか日産しかない、つくっている会社が。そのトヨタか日産しかないという中で、片方の機種を選ぶのに価格も違うと、それから価格も違えば性能も違うということで、どちらを選べばいいのかなという判断があったわけですよ。今回この8メーカーが応募したというのですが、この8つのメーカーはそれぞれやっぱり車をつくっていたのですか。それとも、日産とかホンダとかトヨタとかそういう機種、ある一定の機種のメーカーが販売店としてモリタさんとかそういうところ選んだのですか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（新井利平君） 中田文雄君の2回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） 中田議員さんの2回目のご質問にお答えします。

シャシーメーカーはというような話かと思うのですが、仕様書の中ではシャシーメーカーは定めておりません。ですから、この工作車用のシャシーにつきましては、国産のメーカーと申しますと日野自動車、三菱自動車、いすゞ自動車、日産自動車、こういうメーカーがあろうかと思いますが、このメーカーの指定はしてございません。そのようなことでございます。

また、救急車につきましてはトヨタと日産しか国内にはないというような状況でございます。また、この工作車のシャシーにつきましては、そのように4社のメーカーがございまして、仕様書の中でもメーカー指定等はしてございません。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 中田文雄君。

○20番（中田文雄君） 私、ちょっと思い違いをしておりました。というのは、これすべて機能そろったメーカーが幾つかあって、それを販売しているのかなというふうに思いましたけれども、基本的なシャシーを選んで、それを各メーカーがそういうふうに装備をしているわけですね。はい、分かりました。そういうことだと、そういうことでこれはそのように考えます。

それで、実はもう一つ要望というか、心配というか、あるのですが、今度の新しいそのシャシーはこれまでのシャシーと比べて相当機能がよくなっているというふうに思うのです。これから災害は事故などが起きてほしくないのですけれども、県西地域全体でもし何かの事故が起きた場合には、これ下館に配備するということでもありますけれども、要望があればどこへでも飛んでいく体制をつくるということでしょうか。

○議長（新井利平君） 中田文雄君の3回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） 救助工作車の運用についてにお尋ねかと思いますが、配備は配置は筑西消防署にしますけれども、この運用につきましては広域圏内全域でございます。また、当組合に関しましては、栃木県と接しておりますので、県境等であった場合にも出ますし、なおかつそういう場合には隣の芳賀広域あるいは小山消防署、こういうところからも出動するような体制は応援協定の中でとられております。ですから、基本的に当工作車につきましては、管内全域出動というような運用で実施したいと、こう考えております。

以上でございます。

○20番（中田文雄君） 終わります。

○議長（新井利平君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第8号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本件は原案のとおり可決しました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（新井利平君） 次に、日程第5、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件については、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長及び施設建設・環境整備推進特別委員会委員長から継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件については、両委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、両委員長の申し出のとおり決しました。

以上で、今臨時会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（新井利平君） これをもちまして、平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 （午前11時42分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成22年7月29日

議 長 新 井 利 平 ⑩

前 議 長 榎 戸 甲 子 夫 ⑩

副 議 長 金 子 健 二 ⑩

署 名 議 員 稻 葉 里 子 ⑩

署 名 議 員 中 田 文 雄 ⑩